

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和8年6月1日
日田市長 椋野 美智子

市町村名 (市町村コード)	日田市 (442046)
地域名 (地域内農業集落名)	三 芳 (小ヶ瀬、日高、刃連、下井出、大部、田島、神来、元宮、求来里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・三芳地区では、元宮原、町原、東寺原、高尾原、池辺原などの園芸団地で、スイカ・白菜等の作物の栽培が専業農家を中心に行われている。また、水稲については(農)求来里の郷などの担い手を中心となって経営をしている。
 ・専業農家や(農)求来里の郷などの担い手の後継者不足や高齢化が深刻な課題である。
 ・農地所有者の高齢化が進み、70歳以上の農業者が6割を超える状態であり、後継者、担い手不足は深刻な状況であることから、経済的に農機具の更新を控える農業者も多いため、法人組織を軸に中心経営体とのマッチングが強く求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・園芸団地においては、スイカ・白菜等の栽培が以前から行われてきたが、将来においても高品質野菜の生産に努める。
 ・生産条件の不利な農地については、できる限り荒廃を防止するとともに、農業法人や担い手への集積を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後も農地利用についての意向調査を行い、貸付け等の意向が確認された農地は担い手とマッチングする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、出し手は可能な限り農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が何らかの事情で営農の経営が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、進入路の整備や農地の区画化・汎用化等の基盤整備の取組を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・仕事を退職する世代の就農支援を行うとともに、作業の担い手組織として育成する。 ・農業法人や個人の担い手の新規参入を促す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、鹿の被害が多発しており、補助事業を活用した防護柵の設置、設置後の適切な管理を行う。
- ⑤果樹栽培の多い当地区については、今後も新しい技術を取り入れながら、経営発展に努める。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金の事業を活用し、農地や農道等の保全管理の取組を進める。